はじめに

この度は、少量新規化学物質申出システム（以下、「申出システム」という）をご利用いただき、ありがとうございます。

このシステムは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という）に基づき、事前届出を求めている少量新規化学物質について、その申し出業務を支援することを目的としています。申出書データの作成、提出等、電子申請に対応した機能を備えております。

● 本システムの使用にあたっては、本書（「取扱説明書」）ならびに「インストールガイド」をご参照下さい。

● 本システムおよびマニュアルを運用した結果のパソコンへの影響については、責任を負いかねますので予めご了承下さい。

● 本システムの内容・仕様は、訂正・改善のため予告なく変更することがあります。

● 本書の記載内容は予告なく変更されることがありますので、予めご了承下さい。

平成１２年１２月	バージョン１．０．０
平成１３年　３月	バージョン１．１．０
平成１３年　６月	バージョン１．１．１
平成１４年　１月	バージョン１．２．０
平成１４年　９月	バージョン１．３．０

● Microsoft、Windows および Visual Basic は米国マイクロソフト社の米国及びその他の国における登録商標です。

申出システムについて

● 申出システムのインストールには、前準備作業が必要になります。この作業は、ＯＳごとに異なるため、インストールを行なう前に、お使いになるパソコンのＯＳの種類をご確認下さい。

● 申出システムのご利用の際は、必ず本マニュアルの「第４章　システムの運用と管理」をご覧下さい。

第１章

システムの概要

この章では少量新規化学物質申出システムの概要について説明します。

１.１ システムの概要
１.２ 動作環境
１.３ システムで使用可能な文字

1．1　システムの概要

申出システムは、化審法に基づき、事前届出を求めている少量新規化学物質について、その申し出業務を支援するものです。

● データは、受付期間（年４回、本システムでは以下、「処理年月度」という）ごとに管理されています。

● 申し出に必要な申出書データを作成することができます。

● 申出書データの作成方法は、画面からの手入力になります。

● 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）（以下、「新規化学物質の構造式又は示性式」という）は、市販の化学構造式作成ソフト等を用いて作成し、画像ファイル（本システムでは、ＧＩＦ形式を対象としています）に変換したものを事前にご用意していただきます。なお、本システムでは、画像ファイルへの変換機能はありません。

● 複数のパソコンで作成した申出書データを一括管理することができます。

● 別紙１の帳票を出力することができます。

● 入力済みの申出書データを別名で保存し、再利用することができます。

● 作成した申出書データを、通信回線を利用して提出することができます。

● 申し出の内容に不備があった場合には、該当する申出書データを修正して、再度提出することができます。

1．2　動作環境

本システムの動作環境は以下の通りです。

最低動作環境

【ＯＳ】Windows 95／98／NT4.0 日本語版
※Windows 95 は Service Pack 1 以上、DCOM95 for Windows 95 ver1.3 およびダイヤルアップネットワーク 1.3 アップグレードが必要です
※Windows NT4.0 は Service Pack 3 以上が必要です
【ＣＰＵ】Pentium 133MHz 以上
【メモリ】32MB 以上
【ディスプレイ】解像度 800×600 以上で 256 色以上出力可能であること
【ディスク容量】１00MB 以上の空き容量
【外部接続】ダイアルアップで直接、経済産業省へ接続する場合は、公衆回線への外部
接続が可能であること。
インターネットを利用して申出する場合は、インターネットに接続できる環境
及び ITEM2000 が使用可能であること

その他

- **接続可能なモデムの規格は以下の通りです。**
  Ｖ．９０（通信速度５６０００bps）、Ｋ５６Ｆｌｅｘ（通信速度５６０００bps）、Ｖ．３４（通信速度３３６００bps：接続確認済）、Ｖ．３２ｂｉｓ（通信速度１４４００bps）

- **別紙１の帳票を出力するためには、あらかじめプリンタの設定を行なう必要があります。設定方法については、お使いのパソコンのシステム管理者にお尋ねください。**

- **申出書データを、ダイヤルアップで直接、経済産業省へ接続する場合は、あらかじめダイヤルアップ接続のための設定を行なう必要があります。設定方法については、[第３章　ダイヤルアップによる接続方法]を参照して下さい。**

- **申出書データを、インターネットを利用して提出するためには、ITEM2000 が必要になります。なお、申出システムを使用するパソコンと ITEM2000 を使用するパソコンは、同一のパソコンである必要はありません。**

1．3　システムで使用可能な文字

本システムで使用可能な文字は、以下の通りです。

日本工業規格（以下「JIS」という。）X0208 で定められている文字

●上付文字等の特殊文字の入力方法について
以下の特殊文字を使用する場合は、次の規約に従って入力して下さい。

・上付文字・・・日本工業規格(以下「JIS」という。)X0208 で定められている文字(全角文字)に置き換えて入力し、それらの前に「↑」（JIS　X0208 区点番号(以下「区点番号」という。)2-12）、後に「↓」（区点番号 2-13）を付す。

・下付文字・・・JIS　X0208 で定められている文字(全角文字)に置き換えて入力し、それらの前に「↓」（区点番号 2-13）、後に「↑」（区点番号 2-12）を付す。

・ローマ数字・・・対応する算用数字、ただし JIS　X0208 で定められている文字(全角文字)に置き換えて入力し、それらの前に「△」（区点番号 2-4）、後ろに「▽」（区点番号 2-6）を付す。